

2004～2013年度

# 土岐市男女共同参画プラン



土岐市



## 男女共同参画社会の実現に向けて

私たちは今、かつてない急速な少子・高齢化の進行や経済・産業の国際化など社会環境の大きな変革期に直面しています。こうした状況に対応し、活力のある社会を築き上げるため、男女がお互いの人格を尊重し、あらゆる分野において対等なパートナーとして参画し、責任を分かち合っていく社会-男女共同参画社会-の急速な実現が求められています。

国は、平成11年6月、男女共同参画社会実現のための制度・政策に関する基本方針を示した「男女共同参画社会基本法」を制定、平成12年12月には男女共同参画基本計画を策定するなど、整備を着々と進めています。

本市では、「男女共同参画社会基本法」第9条に規定されている地方公共団体の責務を積極的に果たすため、男女共同参画社会実現のための基本的考え方と具体的施策についてまとめた、「土岐市男女共同参画プラン」を策定しました。プラン策定にあたっては、学識経験者や市民応募者などの方々に構成される「土岐市男女共同参画懇話会」で熱心にご研究・ご議論いただき、ご提言をいただきました。その内容を尊重し、本市独自の事業を進めてまいります。

最後に、プラン策定へのご提言をいただいた懇話会委員の皆様をはじめ、市民意識調査等を通じて貴重なご意見を賜りました多くの皆様に心よりお礼申し上げます。

平成16年3月

土岐市長 塚本 保夫

# 目次

## 第1章 プラン策定の基礎

I.プラン策定の趣旨	2
II.プラン策定の背景	
(1)世界の動き	3
(2)国の動き	3
(3)岐阜県の動き	4
(4)土岐市の動き	4
III.プランの性格と期間	
(1)プランの性格	5
(2)プランの期間	5
IV.基本理念と最終目標	
(1)基本理念	6
(2)最終目標	6

## 第2章 推進するプラン

I.プランの体系	8
II.基本目標	
1.男女が共に生きる社会を考える	
(1)男女共同参画を考える	10
(2)男女共同参画を基本とする教育を充実させる	14
2.住みよい社会を男女が共に築く	
(1)安心して子どもを育てられる環境をつくる	18
(2)高齢者等が安心して暮らせるまちをつくる	20
(3)心と体の健康をつくる	24

3.男女が共に働くことができる環境をつくる	
(1) 政策や方針決定の場への女性参画を進める	29
(2) 男女が理解し就労を支援し合う	32
(3) 市民と行政が協働して地域社会をつくる	36
4.男女が豊かな家庭生活を分かち合う	
(1) 家事・育児・介護等への共同参画を進める	38
(2) 地域の慣行を見直し、地域活動への男女共同参画を進める	41
5.プランの実現に向けて取り組む	43

## 資 料

I .男女共同参画懇話会委員名簿	48
II .男女共同参画懇話会設置要綱	49
III .男女共同参画社会基本法	50



# 第1章 プラン策定の基礎

---

I. プラン策定の趣旨

II. プラン策定の背景

III. プランの性格と期間

IV. 基本理念と最終目標

## I プラン策定の趣旨

平成11年6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法は、その前文で以下のように男女共同参画社会実現の必要性・重要性をうたっています。

### 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

#### 前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

地方の時代といわれる今、状況の変化に対応し、多様で活力のある地域社会を築き上げることが地方公共団体に求められています。

そのための取り組みのなかで重要な位置を占めるのが、男女共同参画社会の実現です。地域に住む女性や男性が、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できることが、多様な生き方を可能にし、社会の活力を生みます。

男女共同参画社会基本法第9条に規定される地方公共団体の責務を果たすと共に、より主体的に、地域の方々や事業者の方々その他多くの市民の方々と協働しながら、課題に取組み事業を推進するため、「土岐市男女共同参画プラン」を策定するものです。

## Ⅱ プラン策定の背景

### (1) 世界の動き

1975年(昭和50年)、国際連合はこの年を「国際婦人年」と定め、この年に開催された「国際婦人年世界会議」では、「世界行動計画」を定め、翌1976年(昭和51年)から10年間を「国連婦人の10年」としました。これをきっかけとして、世界は男女平等へ歩み始めました。また、1979年(昭和54年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、1985年(昭和60年)、日本もこの条約を批准しました。1985年(昭和60年)、ナイロビの「国連婦人の10年世界会議」では、引き続き女性問題に取り組むことを必要として、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、世界行動計画は延長されました。

1995年(平成7年)、「第4回世界女性会議(北京)」では、女性のエンパワーメントを強調し、各国が取り組まなければならない問題点を定めた「行動綱領」が採択され、2000年(平成12年)には、各国の取り組み状況を確認することを目的とした「女性2000年会議(ニューヨーク)」が開催されました。

### (2) 国の動き

わが国においても、1975年(昭和50年)、総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年(昭和52年)に「国内行動計画」が策定されました。1985年(昭和60年)には、「男女雇用機会均等法」を公布し、「女子差別撤廃条約」に批准、1987年、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。1994年(平成6年)、男女共同参画をより進めるために、「婦人問題企画推進本部」が「男女共同参画推進本部」と改組、「男女共同参画室」や「男女共同参画審議会」が設置されました。この審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」に基づき、1996年(平成8年)、「男女共同参画2000プラン」が策定されました。

この流れを受けて、男女共同参画社会の形成を推進するための基本理念等を定めた「男女共同参画社会基本法」が1999年(平成11年)、公布・施行され、男女共同参画基本計画が2000年(平成12年)に策定されました。また、2001年(平成13年)1月の中央省庁再編に伴い、内閣総理大臣の諮問機関「男女共同参画審議会」は「男女共同参画会議」に、総理府「男女共同参画室」は内閣府「男女共同参画局」へと拡充されました。



### (3) 岐阜県の動き

1977年(昭和52年)、婦人問題担当窓口が設置されたのをきっかけに、女性政策行政が始まりました。1979年(昭和54年)「婦人問題懇話会」が設置され、「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」「家庭生活における婦人の地位向上に関する提言」が提出されました。1986年(昭和61年)、これらの提言を受け、県は「岐阜県婦人行動計画」を策定し、10年間の施策の方向を示しましたが、その後の急激な社会情勢の変化に対応するため、1989年(平成元年)に設置された「女性の世紀21委員会」からの提言を受け、1994年(平成6年)、「女と男のはあもにいプラン(ぎふ女性行動計画)」が策定され、女性問題の解消に向けて、施策の方向が示されました。そして、1996年(平成8年)には、女性政策は県政の特定課題として位置付けられ、担当課も女性政策課として拡充されました。「女性の世紀21委員会」から提言を受け、1999年(平成11年)に、「ぎふ男女共同参画プラン」が策定されました。さらに、2003年(平成15年)、男女共同参画を進めるうえで基本となる考え方・事柄を定め、その実現を目指す「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が施行されました。

### (4) 土岐市の動き

2003年(平成15年)4月、総合政策課に男女共同参画係を設置し、それまで教育委員会の所管であった女性政策業務を市長部局に移管するとともに、庁内の推進体制「男女共同参画推進本部」および「男女共同参画推進会議」を立ち上げ、より総合的に男女共同参画行政を推進していく体制を整えました。同年7月土岐市における男女共同参画に関する基本計画(プラン)策定の基礎資料となる市民意識調査を実施し、翌8月には学識経験者や市民公募委員を含む10名で構成される「土岐市男女共同参画懇話会」を立ち上げ、土岐市における諸問題の検討とプラン策定への協議を重ねました。

その結果、2004年(平成16年)3月、土岐市男女共同参画懇話会より土岐市男女共同参画策定へ向けての提言書が提出されました。

## Ⅲ プランの性格と期間

### (1) プランの性格

このプランは、土岐市が、「男女共同参画社会基本法」をはじめとする、国や県の法令・計画及び「第四次土岐市総合計画」との整合性を図りながら、「土岐市男女共同参画懇話会」の作成した「土岐市の男女共同参画プランに向けた提言書」を尊重し、男女共同参画社会実現に向けて取り組む内容とその推進方法について定めたものです。

このプランは、以下の性格を持ちます。

1. 「男女共同参画社会基本法」をはじめとする、国や県の法令・計画及び「第四次土岐市総合計画」との整合性を図ったプラン
2. 「土岐市男女共同参画懇話会」の作成した「土岐市の男女共同参画プランに向けた提言書」を尊重したプラン
3. 男女共同参画社会実現に向けて取り組む内容とその推進方法について定めたプラン

### (2) プランの期間

計画期間は、平成16年度から25年度までの**10年間**とします。

ただし、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、**5年**を目処として弾力的に計画を見直します。

## **Ⅳ 基本理念と最終目標**

### **(1) 基本理念**

このプランは、日本国憲法における「個人の尊重と法の下での平等」と「男女共同参画社会基本法」の基本理念

- 1. 男女の人権の尊重**
- 2. 社会における制度又は慣行についての配慮**
- 3. 政策等の立案及び決定への共同参画**
- 4. 家庭生活における活動と他の活動の両立**
- 5. 国際的協調**

に基づき、その基本とする理念を以下のとおりとします。

### **人権の尊重と男女共同参画の推進**

### **(2) 最終目標**

上記理念に基づくこのプランの最終目標は、以下のとおりです。

### **活力ある新たな社会の創造**

**＝男女共同参画社会の実現**

## 第2章 推進するプラン

---

### I .プランの体系

### II .基本目標

- 1.男女が共に生きる社会を考える
- 2.住みよい社会を男女が共に築く
- 3.男女が共に働くことができる環境をつくる
- 4.男女が豊かな家庭生活を分かち合う
- 5.プランの実現に向けて取り組む

## I プランの体系

### 基本目標

## 1.男女が共に生きる社会を考える

### 重点目標(分野)

### (1)男女共同参画を考える

- ①男女の役割分担意識について考える
- ②男性も女性も人権が尊重される社会について考える
- ③男女共同参画社会への阻害要因について調査・研究する

### (2)男女共同参画を基本とする教育を充実させる

- ①学校等での男女平等教育を充実させる
- ②家庭や地域における男女平等を充実させる

### 基本目標

## 2.住みよい社会を男女が共に築く

### 重点目標(分野)

### (1)安心して子どもを育てられる環境をつくる

- ①子育てを支援するネットワークを充実させる
- ②ひとり親家庭等の生活安定を支援する

### (2)高齢者等が安心して暮らせるまちをつくる

- ①高齢者・障害者などの生活安定と自立を支援する
- ②介護しやすいまちづくりをする
- ③高齢者のいきがいつくりを支援する
- ④福祉ボランティアが育つ環境を整備する

### (3)心と体の健康をつくる

- ①生涯を通じた健康づくりを目指す
- ②子どもを健全に育てる
- ③母性を大切にする
- ④相談体制を充実する

### 基本目標

## 3.男女が共に働くことができる環境をつくる

### 重点目標(分野)

### (1)政策や方針決定の場への女性参画を進める

- ①審議会などの女性委員を増やす
- ②女性人材を活用する機会を増やす

**(2) 男女が理解し就労を支援し合う**

- ①男女の働きやすい状況をつくる
- ②女性の雇用機会・就業分野を拡大する
- ③職場での母性を保護し、健康を守る
- ④パートタイム労働等の労働者の労働条件を改善する

**(3) 市民と行政が協働して地域社会をつくる**

- ①地域のネットワークをつくる
- ②ボランティア団体・NPO法人を支援する

**基本目標****4.男女が豊かな家庭生活を分かち合う****重点目標(分野)****(1) 家事・育児・介護等への共同参画を進める**

- ①仕事と育児の両立を支援する
- ②介護しやすい環境を整える
- ③育児への父親参加を支援する

**(2) 地域の慣行を見直し、地域活動への男女共同参画を進める**

- ①地域の慣行を見直し、女性参画を進める
- ②地域団体等へ女性参画推進を働きかける

**基本目標****5.プランの実現に向けて取り組む**

- ①推進体制を整える
- ②推進状況をチェックし、改善する
- ③市民・市民団体・関係団体と連携する
- ④意識調査を実施し、情報を収集・提供する

## Ⅱ 基本目標

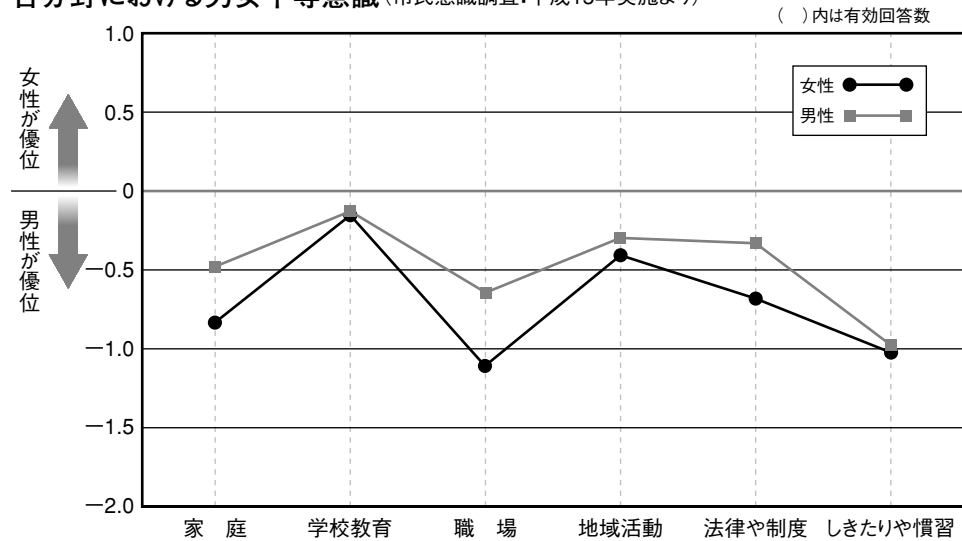
### 基本目標 1.男女が共に生きる社会を考える

#### 重点目標 (1) 男女共同参画を考える

社会において「役割分担」が必要とされることは当然ですが、それが性別により固定化されていることは不合理で、人権を侵害するものです。そこで、「男は仕事、女は家庭」という表現に代表されるような性別による役割分担を見直すことの大切さを具体例で示し、固定化された役割分担について考える必要があります。

法的には男女の平等は保障され、制度的には男女平等が実現されていますが、「男(女)だから」「女(男)のくせに」という言葉で個人の人権が侵害されている状況があります。「男」「女」としてではなく個性を尊重する社会の実現に向けて、無意識に行っている人権侵害について、話し合う機会を提供し、人権を尊重する意識を醸成します。

各分野における男女平等意識 (市民意識調査:平成15年実施より)



全体的に「男性が優遇されている」という意識が高く、特に女性にその傾向がつよい

平均ポイント制:「各分野における男女平等意識」については、下の表によるポイント(ウエイト)をつけて平均を算出しました。

	各分野における男女平等意識	ポイント
1	男性のほうが優遇されている	-2
2	どちらかといえば男性のほうが優遇されている	-1
3	平等である	±0
4	どちらかといえば女性のほうが優遇されている	1
5	女性のほうが優遇されている	2
6	わからない	±0

## ①男女の役割分担意識について考える

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
広報誌・インターネットによる人権意識の啓発	広報ときや市のホームページに男女共同参画事業の情報を載せ、啓発パンフレットを作成し、人権意識を啓発します。	総合政策課	11101
男女共同参画に関する作品による意識の啓発	男女共同参画をテーマとした作品(作文・標語・ポスターなど)を募集し、作品を通じて啓発します。	総合政策課	11102
男性学講座の開催	性別役割観にとらわれない自分らしい生き方についての講座を開催します。	総合政策課	11103
意識啓発のための講演会の開催	多くの市民の方に男女共同参画を知っていただくための講演会・セミナーを開催します。	総合政策課	11104
男女共同参画講座の開催	より詳しく男女共同参画事業について知りたい方のために、いくつかのテーマに分けた講座を開催します。	総合政策課	11105
図書及び関係資料の充実	関係する資料の充実を図ります。また、男女共同参画に関するコーナーを設けるなど、積極的な提供を行います。	図書館	11106
小・中・幼の家庭教育学級での役割意識の研修	家庭での父親・母親の役割の現状を考えると共により良い協力体制について考える機会を提供します。	生涯学習課	11107



## ②男性も女性も人権が尊重される社会について考える

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
<b>DV※防止のための意識啓発</b>	女性への暴力等の実態把握をしたり、チラシなどを利用した啓発活動を実施し、DVは人権に対する暴力であるという認識を広く市民に浸透させます。	総合政策課	11201
<b>セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発</b>	広報誌などを通じセクシュアル・ハラスメントに関する共通認識を高めます。	総合政策課	11202
<b>市役所内での男女共同参画意識の啓発</b>	市役所の職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する研修・講座・学習会などを開催します。	秘書広報課	11203
<b>男女共同参画意識の啓発</b>	市の広報誌等で男女共同参画に関する特集を組みます。	秘書広報課	11204
<b>人権尊重に関する啓発</b>	市の広報誌等で人権尊重に関する特集を組みます。	秘書広報課	11205
<b>相談の充実と周知</b>	人権相談・市民相談・法律相談等を充実させ、その周知を図ります。	秘書広報課	11206
<b>図書及び関係資料の充実</b>	関係する資料の充実を図ります。	図書館	11207

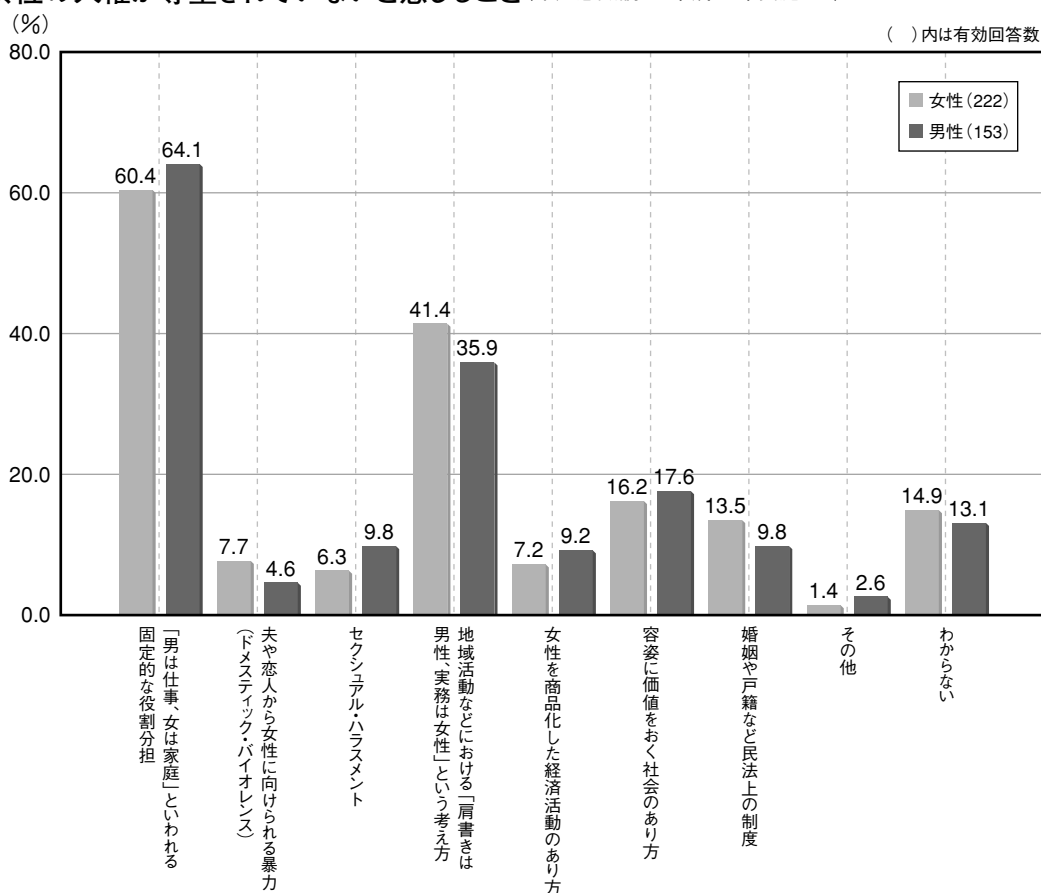
※DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女(パートナー)間において、男性から女性に加えられる身体的・精神的・性的な暴力を指します。物理的な暴力だけでなく、脅し、罵り、無視、言動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれます。

## ③男女共同参画社会への阻害要因について調査・研究する

実施事業名	実施内容	担当	事業コード
市刊行物の公正さの確保	内閣府男女共同参画局作成の「男女共同参画の視点からの公的広報作成の手引」をガイドラインとして、市の刊行物等で、固定的な性別役割分担意識を定着させる表現を用いないようにします。	総合政策課	11301
条例に関する研究	他市の状況を研究し、条例制定の意義・必要性などを検討し、条例制定に向けての体制を作ります。	総合政策課	11302
人権問題に関する学習機会の提供	女性問題に関する資料を収集し、講座などにおいて情報の提供を行います。	総合政策課	11303

## 女性の人権が尊重されていないと感じること（市民意識調査：平成15年実施より）

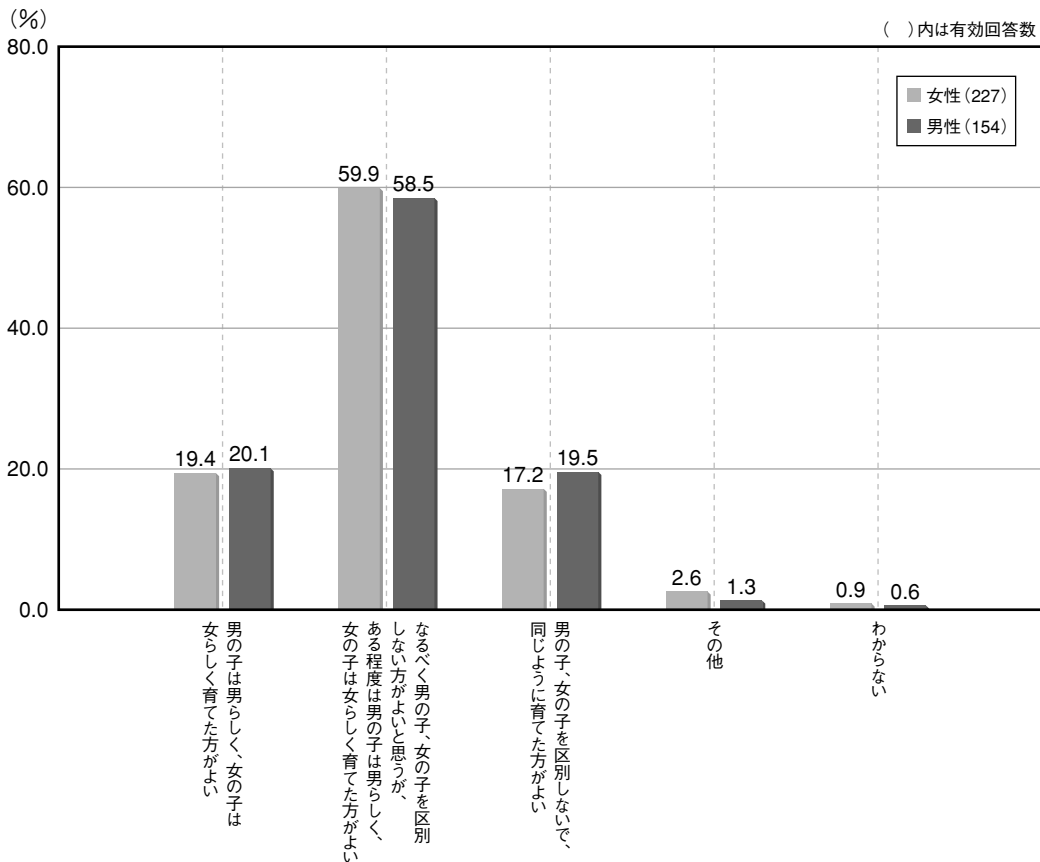


**重点目標 (2) 男女共同参画を基本とする教育を充実させる**

学校では男女平等な教育がなされているという認識がありますが、隠れたカリキュラム\*などにより、意識していない部分で子ども達の個性や能力の発達、進学に影響を与えていることもあるため、性別にとらわれず個人を尊重する教育をさらに充実させていくことが大切です。

また、家庭や地域は、法制度整備の効果が出にくいので、「条件整備」よりも「意識改革」が必要です。地域活動や生涯学習などで、家庭、地域の役割を考える機会を提供し、慣習などの見直しへとつなげていきます。

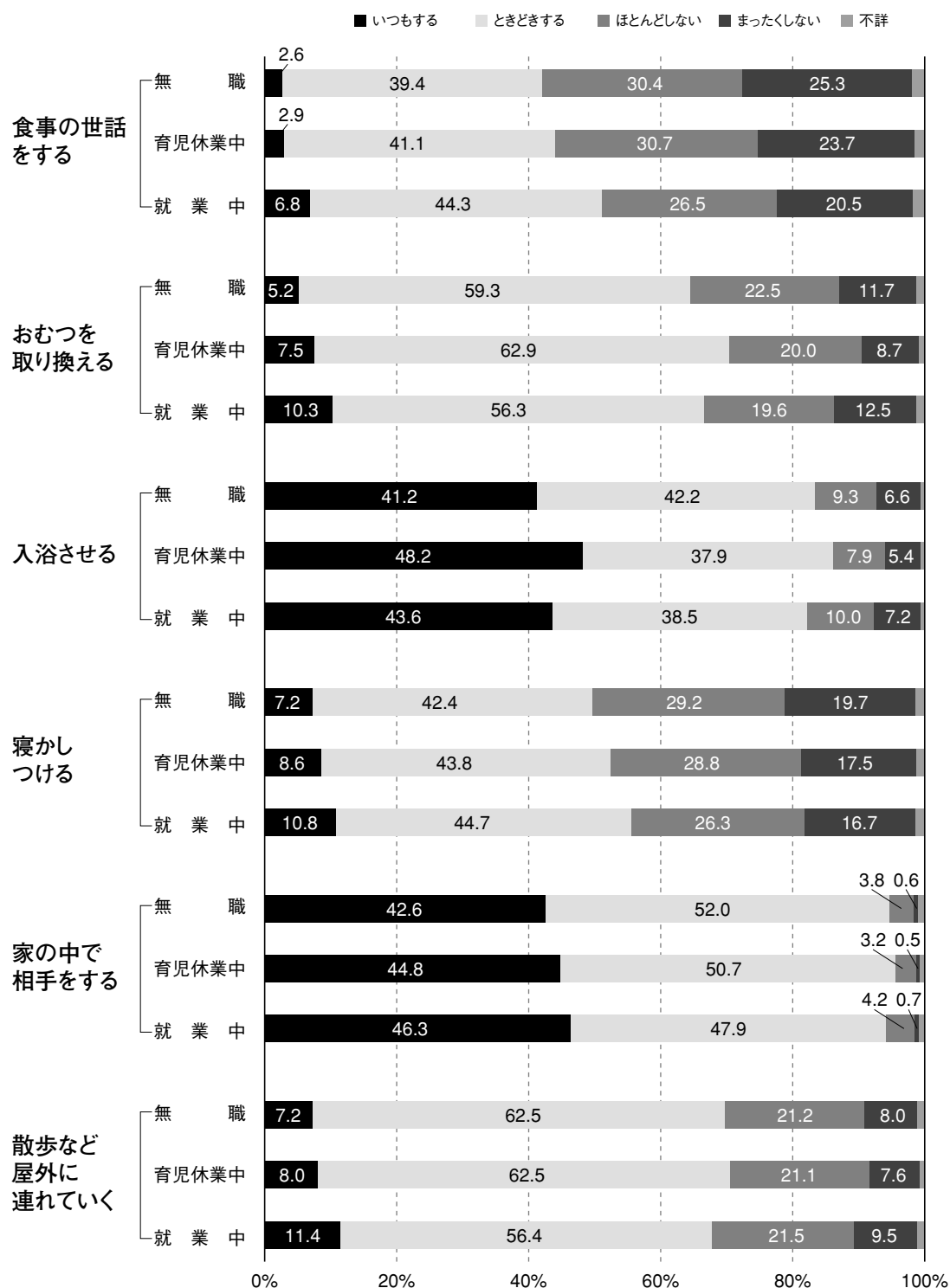
子どもの育て方に対する考え方 (市民意識調査:平成15年実施より)



**ある程度は男らしく、女らしくと考える人が多い**

※隠れたカリキュラム  
学習教材や教職員の言葉、態度、学校運営などを通じて、気づかないまま子どもたちの価値観形成に影響を与えているメッセージ機能をいい、「潜在的カリキュラム (latent curriculum)」ということもあります。例えば、教材の中の男性像・女性像の描き方、遊び方や色の選択、男女別名簿、誉め方、叱り方、呼び方など様々なものがあげられます。

母の就業状況別にみた父の育児の状況(厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」平成13年度)



注1:調査時現在、子が父及び母と同居している場合のみ集計。

注2:就業中とは、勤め、自営業・家業、内職、その他を合わせた有職から育児休業中を除いたものである。

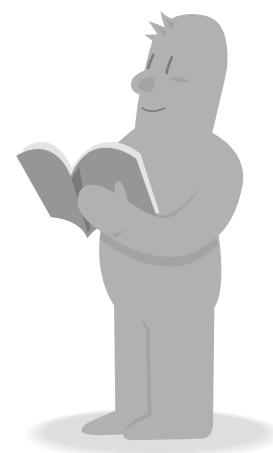
注3:総数45,903、無職33,960、育児休業中4,663、就業中6,776。

①学校等での男女平等教育を充実させる

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
教育施設のバリア チェックの実施	幼稚園・小中学校のジェンダー チェック、バリアチェックを 実施し改善します。	庶務課	12101
個性を尊重する道徳 教育の推進	性別にとらわれず、個性を尊 重する道徳教育を推進します。	学校教育課	12102
個性重視の進路 指導の推進	性別にとらわれず、一人一人 の能力・適性を生かした進路 指導をおこないます。	学校教育課	12103
学校における男女 平等教育の推進	男女が協力して生活を営む 学習(家庭科・社会科等)を充 実します。	学校教育課	12104
男女平等的視点から の学校生活や運営に おける慣行の見直し	性別による色分けや学校行 事の進行方法等、学校生活・ 運営を男女平等の観点から 見直します。	学校教育課	12105
男女混合名簿の 活用推進	男女混合名簿を進んで活用 します。	学校教育課	12106

## ②家庭や地域における男女平等を充実させる

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
保護者に対する男女 平等教育の働きかけ	授業参観や懇談会など父親 の参加を呼びかけます。	学校教育課	12201
小・中・幼家庭教育 学級での発表会開催	家庭教育学級を通じて地域 で子どもを育てることの重要 性を意識させ、行事への参加 により男女平等を実感する機 会を提供します。	生涯学習課	12202
図書及び関係資料の 充実	関係する資料の充実を図ります。	図書館	12203



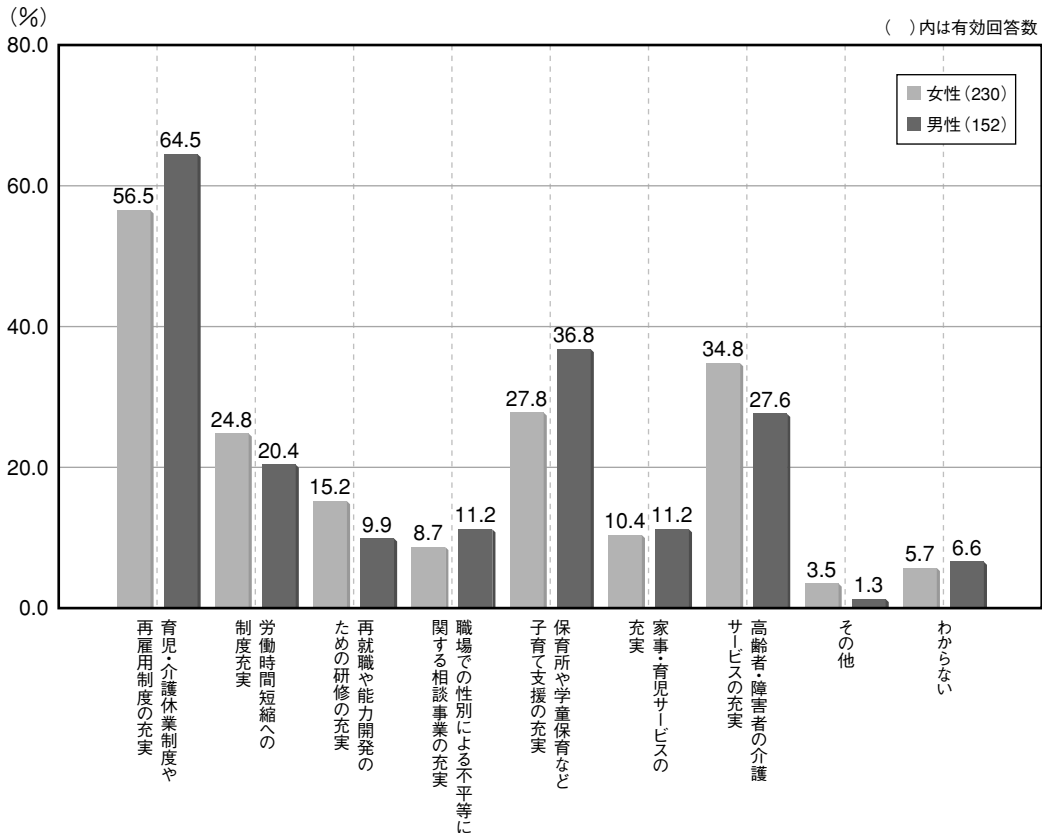
## 基本目標 2.住みよい社会を男女が共に築く

### 重点目標 (1) 安心して子どもを育てられる環境をつくる

日本は、急激に少子高齢化が進み、平成14年の合計特殊出生率（女性が生涯に出産する子どもの数）は、1.32人と更に減少しました。国は出生率低下の主な要因を、「晩婚化の進行等による未婚率の上昇」と捉え、その背景に、「仕事と子育ての両立の負担感の増大」があるとしています。少子化を食い止めるには、女性に仕事か出産か二者択一を迫るのではなく、男女が共に仕事を持ち、家庭や育児、地域の活動も担う男女共同参画社会を築くことが不可欠です。そのために、男性も家事、育児に参加できる環境を整えると共に地域の意識改革に取り組みます。

ひとり親家庭等（祖父母等が扶養している場合を含む）は、子どもの養育等で大きな不安を抱えているので、これらの家庭の生活安定と自立促進を図るため、適確な実態把握と相談・支援体制の充実に取り組みます。

女性が働き続けるために必要と思われる社会的支援（市民意識調査：平成15年実施より）



## ①子育てを支援するネットワークを充実させる

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
子育て支援の拡充	保育施設において地域における子育てを支援する体制の拡充、地域の保育事業に応じた普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等を推進します。	しあわせ援護課	21101
関係機関の情報収集と提供の体制整備	母子保健事業(健診、教室、相談、ネットワーク会議)を充実し子育てを支援します。	健康増進課	21102

## ②ひとり親家庭等の生活安定を支援する

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
母子家庭等に対する医療費や手当の支給	母子家庭に対する医療費や手当を支給し、父子家庭における子供に対し医療費を助成します。	いきがい福祉課	21201



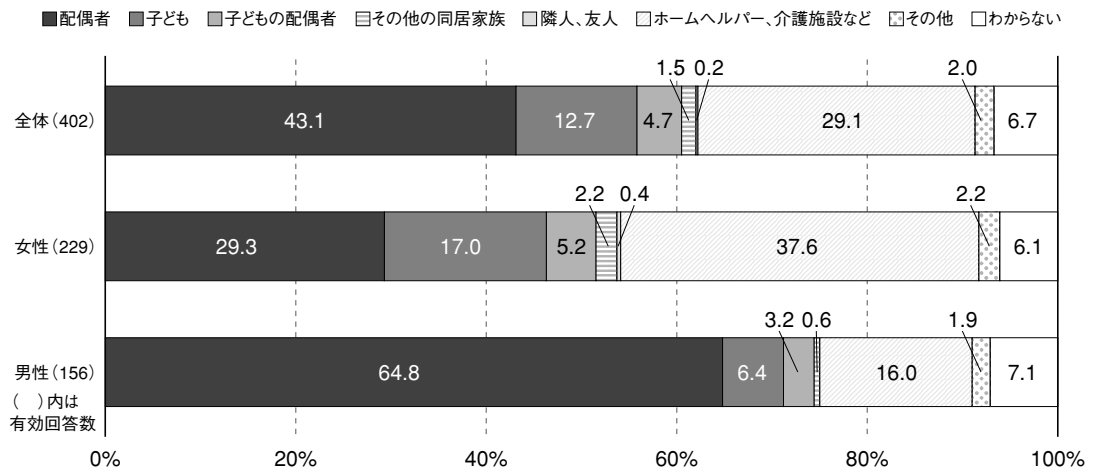
**重点目標 (2) 高齢者等が安心して暮らせるまちをつくる**

一人一人がいきいきと暮らすことが、男女共同参画社会実現の目的であり、高齢者・障害者の方の生活の安定・自立の促進は、女性に偏っている介護等負担の軽減という大きな意味を持っています。高齢者・障害者の方が生活しやすく介護者が介護しやすい道路・公共施設、困った時に手助けしてくれる人づくり・ネットワークづくりを進めます。

また、いきがいつくりのため、高齢者を弱者としてだけ捉えるのではなく、「知恵袋」として積極的に活用する取り組みを進めます。

また、ボランティアの精神を持ちながら、他の人とのつながりがないために活用されなかったり、活動の場が限定されたりしてしまう人のために、ボランティア組織の育成・連携・情報提供に取り組みます。

将来介護してもらいたい人 (市民意識調査:平成15年実施より)



**男性は配偶者に、女性は福祉サービスや福祉施設を希望している人が多い**

## ①高齢者・障害者などの生活安定と自立を支援する

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
障害者(児)・高齢者に対する医療費や手当の支給	重度心身障害者や重度心身障害者老人に対し医療費を助成し、また69歳の非課税者に対し医療費を一部助成します。	いきがい福祉課	22101
介護者に対する手当の支給	ねたきり老人等を介護する者に対し、激励金を支給します。	いきがい福祉課	22102
在宅福祉サービスの充実	ヘルパー等の居宅生活支援及び補装具・緊急通報等の在宅福祉の充実を図り、高齢者・障害者の自立を支援します。	いきがい福祉課	22103
小規模授産施設の整備・運営	ひだ作業所において、障害者の就労の機会を確保し、社会参加及び自立を促します。	いきがい福祉課	22104
高齢者福祉施設の整備・運営支援	介護保険施設の整備・運営を支援します。	介護保険課	22105
高齢者料理教室等の開催	健康に関する正しい知識の普及を図り適切な指導・支援を行います。	健康増進課	22106
生活弱者に配慮した公共交通機関の計画	基本計画に基づいて、コミュニティバスの運行を整備し、定期的な市場調査の実施と見直しを行います。	商工観光課	22107

## ②介護しやすいまちづくりをする

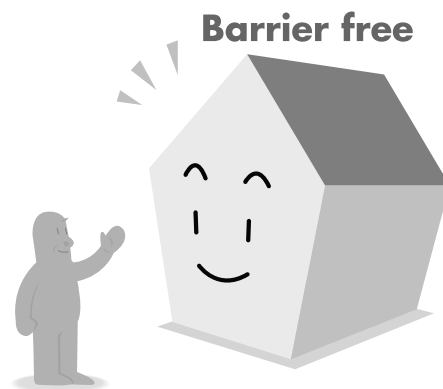
実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
養護老人ホームの整備・運営	恵風荘の整備・運営を強化し、高齢者の自立した生活を支援します。	いきがい福祉課	22201
(土岐市駅周辺地区)交通バリアフリー基本構想の策定	土岐市駅を中心とした地区について、高齢者や身体障害者等の日常生活及び社会生活に影響を受ける人の公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上を促進するために、「鉄道駅の旅客施設や周辺の道路、駅前広場、通路その他の施設の整備(バリアフリー化)」を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を作成します。	監理用地課	22202
市営住宅のバリアフリー化の促進	高齢者・障害者等バリアフリーが必要な住宅においては改修し、また新規住宅、建替住宅においてはバリアフリー化を促進します。	建築住宅課	22203

## ③高齢者のいきがいづくりを支援する

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
高齢者・障害者の交流や学習の機会充実	障害者パソコン教室や高齢者いきがい活動支援通所事業等の充実を図り、高齢者や障害者のいきがいづくりを支援します。	いきがい福祉課	22301
高齢者や団体の活動支援	老人クラブ活動を支援し、高齢者の社会参加の機会を確保します。	いきがい福祉課	22302
シルバー人材センターの運営支援	高齢者のいきがいに繋がる就労を支援するためのシルバー人材センター運営支援の充実を図ります。	いきがい福祉課	22303
図書及び関係資料の充実	関係する資料の充実を図ります。	図書館	22304

## ④福祉ボランティアが育つ環境を整備する

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
在宅介護支援センターの充実	在宅介護支援センターの充実を図り、社会で介護を支える意識を浸透させます。	いきがい福祉課	22401
福祉ボランティア活動への支援	手話通訳を設置・派遣し、ボランティア活動の活性化を図ります。	いきがい福祉課	22402

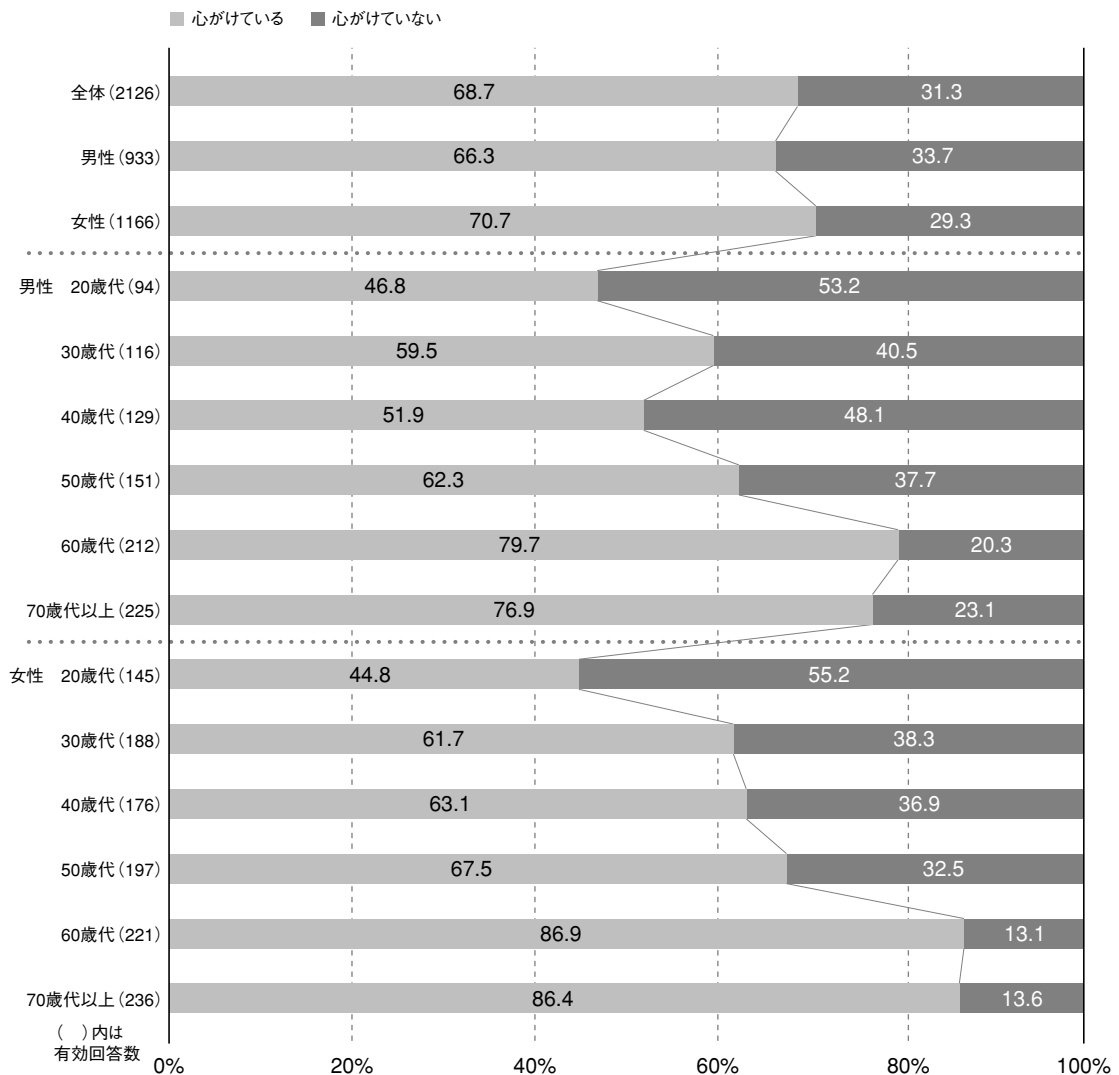


**重点目標 (3) 心と体の健康をつくる**

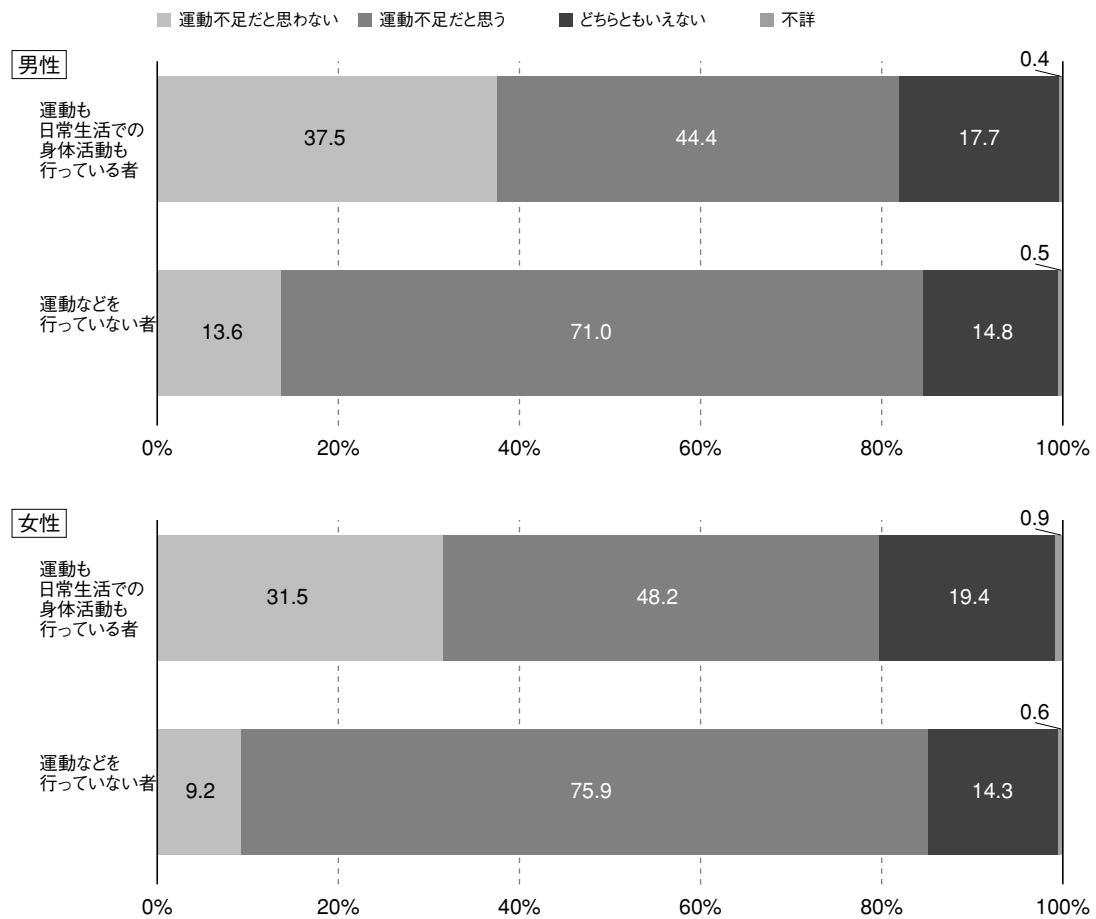
女性も男性も、各人がいきいきと暮らすにはその生涯を通じた健康が不可欠であり、そのためには個人の健康管理と共に、スポーツ・健康増進施設等ハード面での整備と健康診査・相談等ソフト面での支援が必要です。そして女性には「母性」としての健康も必要であり、社会全体でそのことを認識し守っていく取り組みが必要です。

また、幅広い要望に応えるために、ボランティア等を活用した相談・支援体制の拡充や事前の情報提供への取り組みを進めます。

日常によく動くことを心がけているか (市民健康調査:平成14年実施より)



### 性別にみた運動不足感の割合の比較 (厚生労働省保健福祉動向調査の概況平成14年より)



①生涯を通じた健康づくりを目指す

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
健康の自己管理の充実	健康手帳の配布や健康診査、各種がん検診の周知徹底と事後指導を充実します。	健康増進課	23101
疾病予防の充実	各種健康診査及び健康教育を充実します。	健康増進課	23102
地域への健康づくり支援	母子保健推進委員を通じ、各地区の母子健康相談等を充実させます。	健康増進課	23103
地域への健康づくり支援	食生活改善推進委員の養成により、各地区での食を通じた健康づくりの推進を図ります。	健康増進課	23104
健康増進施設（クアハウス）の建設	温泉活用型健康増進施設を整備し、健康寿命の増進を図ります。	健康増進課	23105
健康日本21地方計画の策定	土岐市の健康づくり指針を策定し、長期的な視野に立った健康づくりの充実に努めます。	健康増進課	23106
体力づくりの支援	ふれあいスポーツフェアを開催します。	スポーツ振興課	23107
健康づくり・仲間づくり・生きがいづくりの推進	総合型地域スポーツクラブの育成及び地域のためのスポーツ環境づくりを推進します。	スポーツ振興課	23108

## 子どもを健全に育てる

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
学童保育の充実	働く親を持つ子供の居場所を確保するため学童保育の充実を図る児童館・児童センター等。	しあわせ援護課	23201
思春期ふれあい体験学習の開催 ( 中高生男女 )	思春期の子供に乳児に触れさせ、性や生命の尊厳について考える機会を提供します。	健康増進課	23202
図書及び関係資料の充実	関係する資料の充実を図ります。	図書館	23203

## 母性を大切にする

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
妊婦学級等の開催	生む性としての母性の重要性や妊産婦 乳幼児の衛生栄養の教育や支援を行います。	健康増進課	23301
図書及び関係資料の充実	関係する資料の充実を図ります。	図書館	23302



④相談体制を充実する

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
DV(ドメスティック・バイオレンス)・児童虐待等の相談の充実	県児童相談センターとの連携を密にし、嘱託相談員によるDV・児童虐待等の相談受付を充実します。	しあわせ援護課	23401
相談や情報提供の充実	在宅介護支援センター等において介護・生活相談に応じ、関係機関との連携を図り、在宅介護・生活を支援します。	いきがい福祉課	23402
健康づくりの推進	母性・乳幼児から高齢者までの各種保健事業(相談、教育、健診等)を充実し健康づくりを推進します。	健康増進課	23403

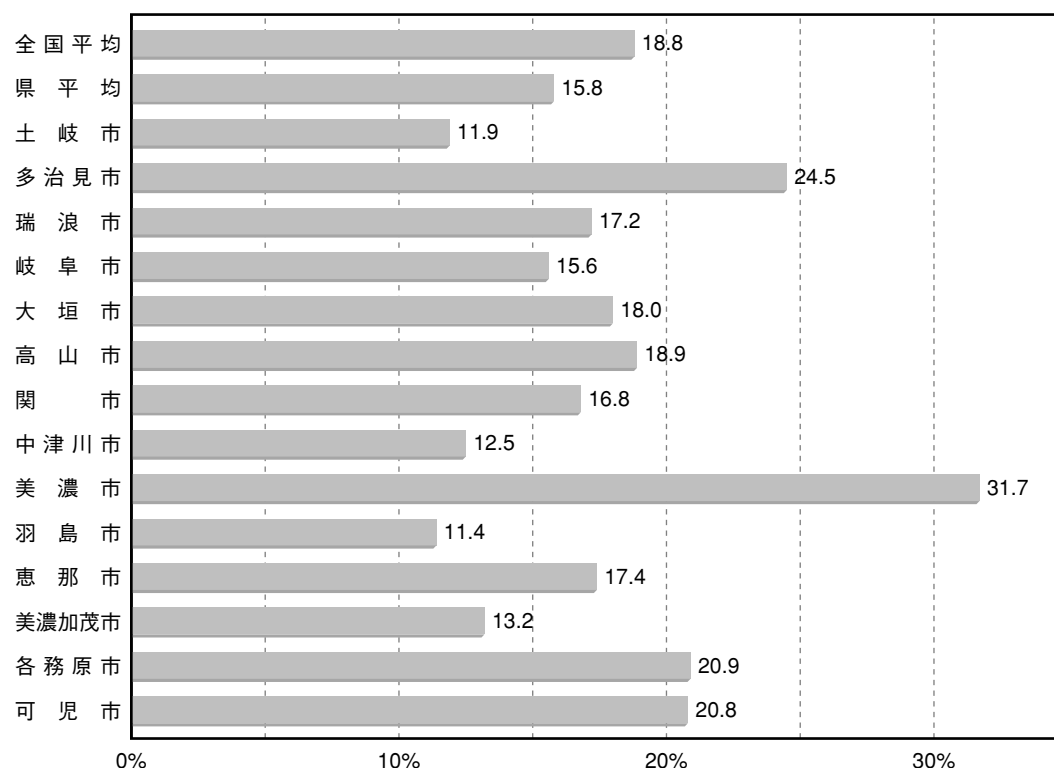
## 基本目標 3.男女が共に働くことができる環境をつくる

### 重点目標 (1) 政策や方針決定の場への女性参画を進める

平成15年4月の調査では、土岐市の市議会議員に占める女性議員の割合は、13.6%、各種審議会全委員に占める女性委員の割合は11.9%です。それぞれの全国平均は、10.3%、18.8%ですが、どちらもかなり低い値と言えます。さらに、土岐市役所の管理職に占める女性職員の割合は、全職員のうちの5.1%、一般行政職員に限れば、2.45%です。これは全国平均、7.2%、5.0%よりも低い数字です。早期の改善に努めます。

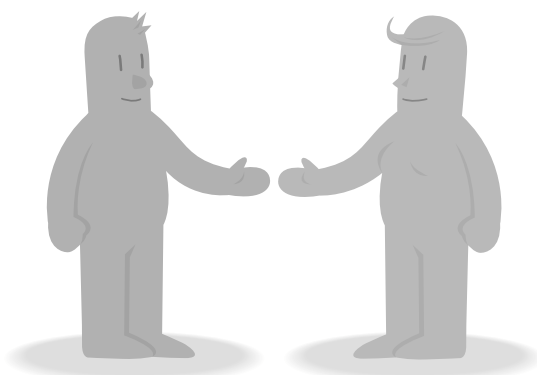
また、この地域でも優秀な女性人材が育っていますが、ネットワーク構築や情報提供に取り組み、さらに育成・活用を促進します。

審議会に占める女性委員の割合 (平成15年4月現在)



① 審議会などの女性委員を増やす

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
女性委員の登用状況調査及び公表	女性委員の登用状況を定期的に調査及び公表し、状況改善の資料とします。	総合政策課	31101
女性委員の登用推進	庁内及び関係機関の各種審議会・委員会への女性登用を推進します。	総合政策課	31102
女性委員が一人もいない審議会等の解消	女性委員が一人もいない審議会等の解消をめざします。	総合政策課 関係各課	31103



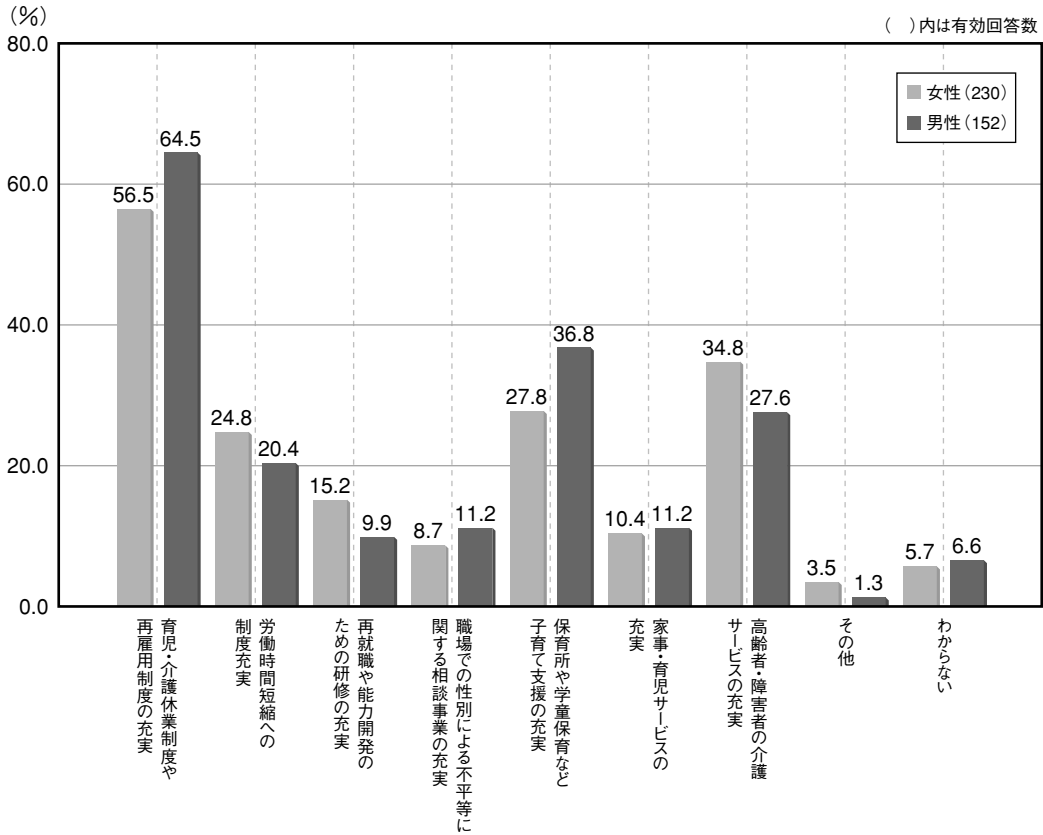
## ②女性人材を活用する機会を増やす

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
女性の社会活動参加の推進	女性の社会活動への参加を推進し、各地域における活動団体等を育成するための啓発をします。	総合政策課	31201
女性の職種・職域拡大への働きかけ	現在活躍中の女性を広報誌などで紹介したり、講師として招き、女性の職種・職域拡大の必要性を啓発します。	総合政策課	31202
男女共同参画キーパーソン養成のための情報提供	男女共同参画推進の中心的役割を担うことのできる人材を養成するために、県などの開催する各種講座、セミナーなどの情報提供をします。	総合政策課	31203
女性の職域の拡大1	市役所の女性職員の能力開発・活用を推進します。	秘書広報課	31204
女性の職域の拡大2	市役所内の慣例としての性別による職域の見直しと適正配置を推進します。	秘書広報課	31205
市役所における女性の登用促進	市女性職員の意見や意向を市政に活かすよう、管理職などへの登用を推進します。	秘書広報課	31206

**重点目標 (2) 男女が理解し就労を支援しあう**

女性を取り巻く労働環境については、いわゆる「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「パートタイム労働法」の制定及び「労働基準法」の改正など、近年その制度的整備が進められて来ましたが、土岐市が昨年行った市民意識調査では、「職場において男性が優遇されている」と感じる人が多く、特に女性にその傾向が強いことがわかります。法律等に沿ってさらに環境の整備を進めると共に男女の意識差を埋める取組みを進めます。

女性が働き続けるために必要と思われる社会的支援(市民意識調査:平成15年実施より)



「育児・介護休業制度や再雇用制度の充実」への要望が高い

## ①男女の働きやすい状況をつくる

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
育児・介護休業制度の定着	育児・介護休業制度に関する情報を提供し、休暇取得への理解・制度の定着を促します。	秘書広報課	32101
働きやすい職業環境の充実	育児しながら働く男女や、嘱託職員等のさまざまな就業形態の職員が働きやすい職場環境を整えます。	秘書広報課	32102
セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	パンフレットの窓口設置・広報掲載などによりセクシュアル・ハラスメント防止の啓発を行います。	商工観光課	32103
女性農業者の育成・参画推進事業1	女性の能力、地位向上のために、慣習に基づいた固定的な役割分担を是正し、各種集会等に夫婦同伴の出席を推進します。	農林課	32104
女性農業者の育成・参画推進事業2	農業婦人クラブ員を核とした技術伝承(からすみ、山菜おこわ等)や農業祭での消費者交流、朝市直売所経営を通じた女性農業者の能力開発、地域農業者と都市住民との意見交換会、参画促進として学習会、社会参画セミナー等を行います。	農林課	32105

②女性の雇用機会・就業分野を拡大する

実施事業名	実施内容	担当	事業コード
職員研修の機会の均等の推進	派遣研修・政策能力形成研修等の女性職員への機会均等化を推進します。	秘書広報課	32201
職員配置における男女平等の配置	片方の性に偏らない人員配置をするなど、意識的な働きかけを行います。	秘書広報課	32202
資格取得・技術習得に関する情報提供の充実	パンフレットの窓口設置・広報掲載などによる資格取得・技術習得の情報提供を推進します。	商工観光課	32203
就職に関する情報提供の充実1	ハローワークの求人情報誌を窓口設置します。	商工観光課	32204
就職に関する情報提供の充実2	商工会議所等との連携により、求人情報の提供を行います。(パート・内職等を含む)	商工観光課	32205
再就職等を支援するセミナーの開催	21世紀職業財団との連携により、再就職支援セミナーやパートタイム労働ガイダンスなど講習会を開催します。	商工観光課	32206
創業・起業への支援	補助制度の活用により、ベンチャー企業の育成や支援を行います。	商工観光課	32207

## ③職場での母性を保護し、健康を守る

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
働く女性及び男性のための出産・育児に関する制度の定着を図る	関係機関と連携し、母子手帳交付時等に制度の普及に努めます。	健康増進課	32301
図書及び関係資料の充実	関係する資料の充実を図ります。	図書館	32302

## ④パートタイム労働等の労働者の労働条件を改善する

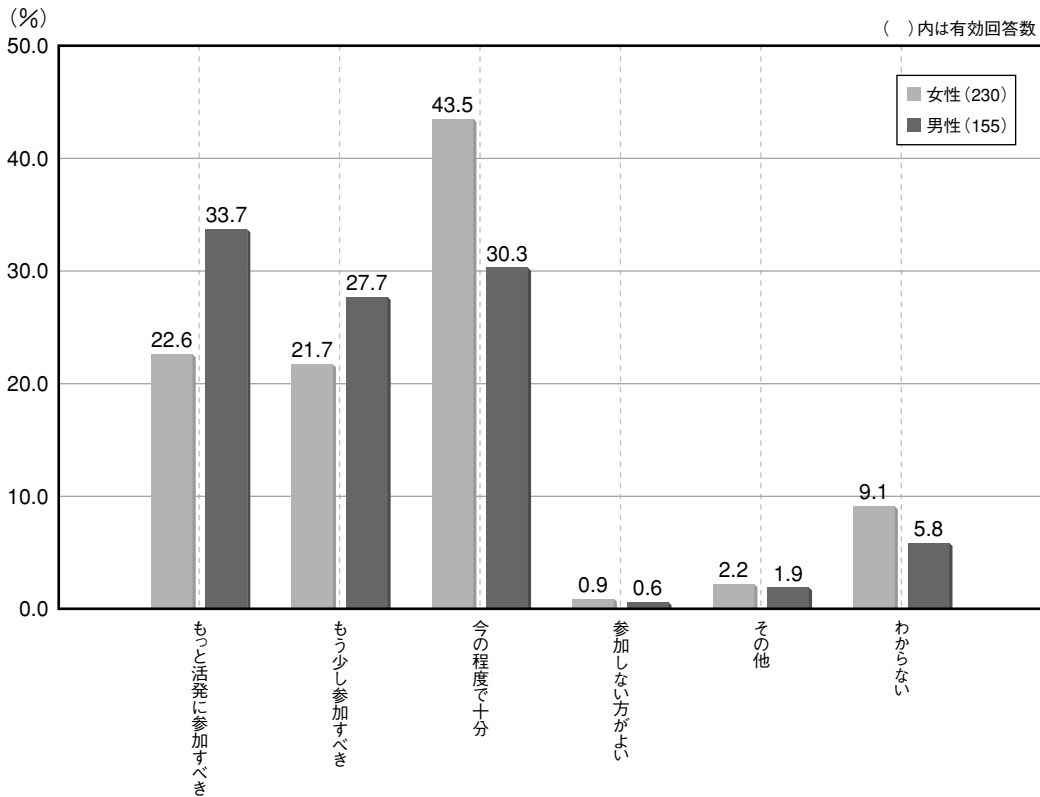
実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
パートタイム労働者等に対する労働条件向上の働きかけ	商工会議所等との連携による求人情報収集を通して企業や事業主等へパートタイム関連法等の周知徹底を働きかけます。	商工観光課	32401



**重点目標 (3) 市民と行政が協働して地域社会をつくる**

住み良い地域社会づくりには市民と行政の協働が不可欠ですが、市民のライフスタイルは多様化しており、協働の仕組みもそれに対応するものでなければなりません。そして、男女共同参画社会実現に向けての取り組みも、市民と行政が情報を共有しながら進めていかなければなりません。自治会をはじめとする地域の各種団体やボランティア団体、NPO法人の支援とともにその活用につながるネットワークづくりに取り組みます。

地域活動に女性が参加することに対する考え方 (市民意識調査:平成15年実施より)



## ①地域のネットワークをつくる

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
ファミリーサポート	1歳から小学校3年生までの児童を対象とした送迎や終業後の児童預かりなど、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを進めます。	しあわせ援護課	33101
女性団体の活動支援	婦人会などの女性団体の支援と、市行事や各町自治会活動への参加促進を通じ地域ネットワークの充実を図ります。	生涯学習課	33102
社会教育委員活動の充実	社会教育委員活動の充実を通じて、行政と地域の連携を推進します。	生涯学習課	33103

## ②ボランティア団体・NPO法人を支援する

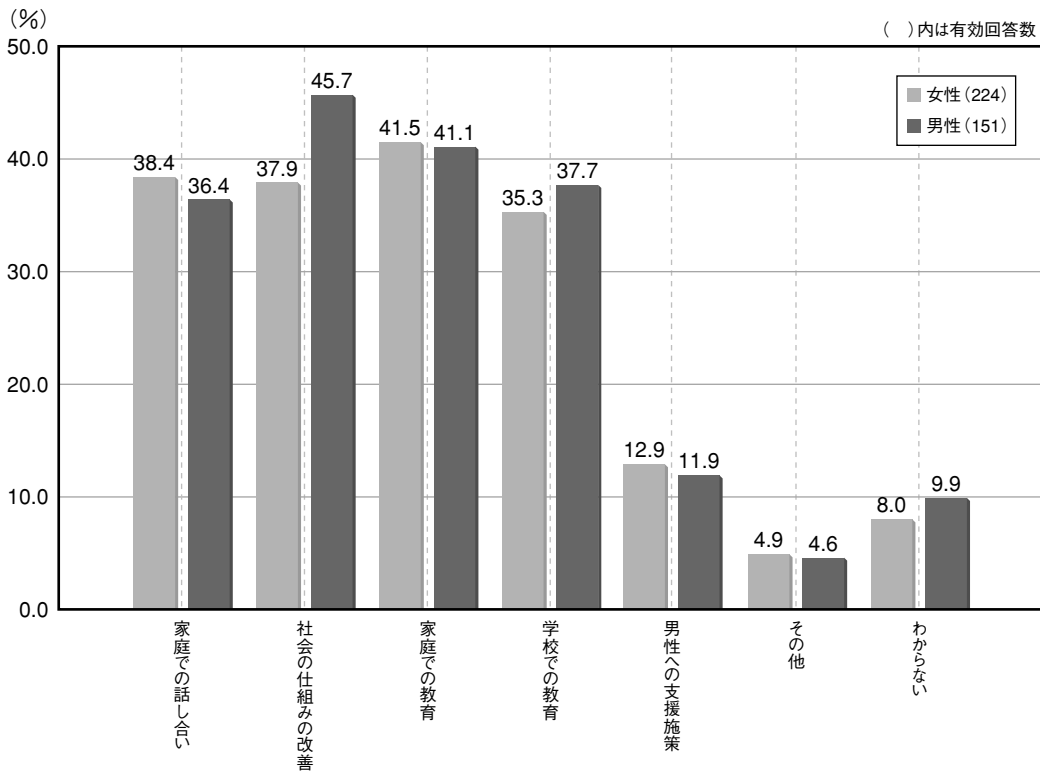
実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
ボランティア活動などにおける参画促進	ボランティア・NPO活動への支援を行う中で、活動への男女共同参画を呼びかけます。	総合政策課	33200

## 基本目標 4.男女が豊かな家庭生活を分かち合う

### 重点目標 (1) 家事・育児・介護等への共同参画を進める

家事・育児・介護は、これまで主に女性の役割として位置づけられ、特に職業を持った女性には大きな負担となり、多くの人(女性)が働く意思がありながら働くことをあきらめたり、家庭と職場の両立に悩んだりしています。少子高齢化や核家族化が進む中で、男性も仕事のみではなく家庭や地域ともバランスのとれた生き方をしよう意識を変えていくことが必要です。男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、共に家庭に対して責任を負い、協力していくパートナーシップを確立するための啓発活動を行うと共に、子育てや介護の負担を減らすための環境整備・社会的支援を進めます。

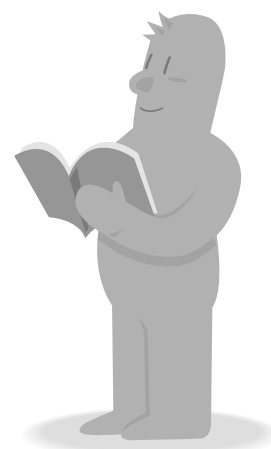
男性が家事・育児・介護にたずさわるために必要なこと(市民意識調査:平成15年実施より)



家庭と仕事を両立できる社会の仕組みの改善が必要と考えている人が多い

## ①仕事と育児の両立を支援する

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
家事・育児の社会的 重要性の啓発	家事・育児の社会的重要性を さまざまな面から啓発します。	総合政策課	41101
延長保育・未満児 保育の充実	保育施設において長時間保育・ 未満児の保育などを充実し ます。	しあわせ援護課	41102
仕事と育児に関する 制度の周知	育児休業制度や助成金制度 に関する情報をパンフレット の窓口設置・広報掲載など により提供します。	商工観光課	41103
図書及び関係資料の 充実	関係する資料の充実を図ります。	図書館	41104



## ②介護しやすい環境を整える

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
家事・介護の社会的 重要性の啓発	家事・介護の社会的重要性を講演会、研修会、広報紙などの様々な面から啓発します。	総合政策課	41201
仕事と介護に対する 制度の周知	介護休業制度や助成金制度に関する情報をパンフレットの窓口設置・広報掲載などにより提供します。	商工観光課	41202

## ③育児への父親参加を支援する

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
育児への男性の理解 を促す学習機会の 提供	パパママクラスを開催し男性の理解を促す学習機会を提供します。	健康増進課	41301
幼・小・中家庭教育 学級での発表会開催	父親の育児の現状を考えると共に家庭教育のあり方を考える機会を提供します。	生涯学習課	41302
図書及び関係資料の 充実	関係する資料の充実を図ります。	図書館	41303

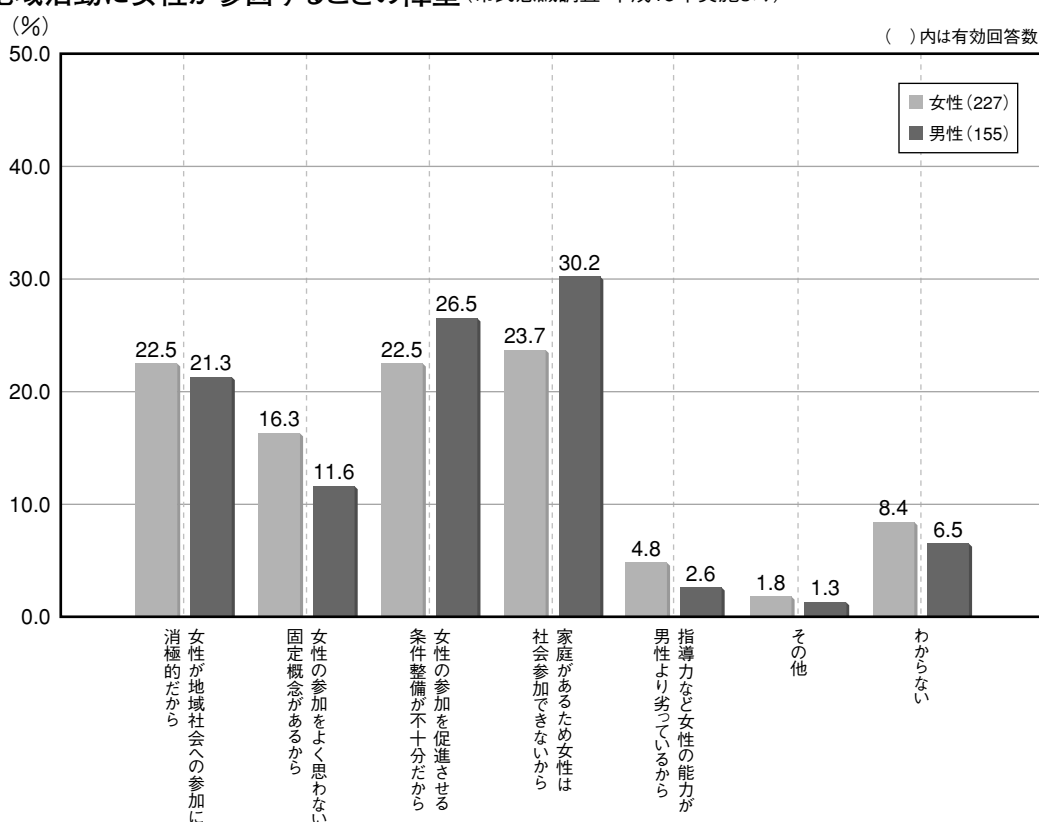
## 重点目標 (2) 地域の慣行を見直し、

### 地域活動への男女共同参画を進める

いわゆる地域活動(自治会、婦人会など)に参加する女性は多く、制度的な不平等が無いことも明らかです。PTA役員への女性参加も見られるようになり、慣行としての性別役割分担も徐々に解消されていますが、重要事項の決定や役職等への女性参加率は依然として低く、急速な推進はなされていません。

この状況を解消するためには、女性自身が積極的に意見を述べ、あらゆる活動に主体的に参画すると共に、女性の能力、活動を正しく評価し、女性のリーダーを育成していくことが必要です。そのために意識改革のための啓発を行うと共に地域団体等に働きかけます。

地域活動に女性が参画することの障壁 (市民意識調査:平成15年実施より)



①地域の慣行を見直し、女性参画を進める

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
地域社会での男女共同参画意識の啓発	自治組織等の代表者に対して、地域活動における男女共同参画意識の啓発を行い、地域慣行の見直しを進めます。	秘書広報課	42101

②地域団体等へ女性参画推進を働きかける

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
自治組織代表者への女性登用促進	自治組織等地域の代表者への女性の積極的な登用を働きかけます。	秘書広報課	42201

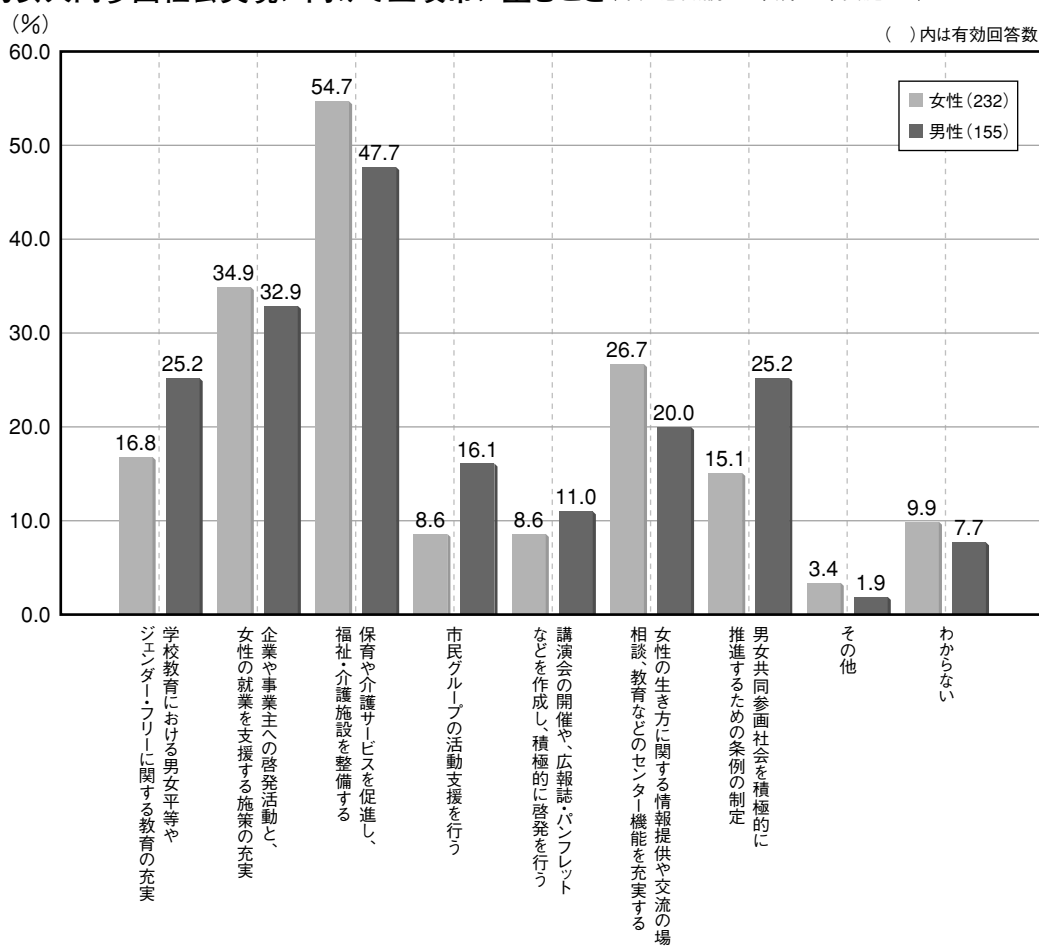
## 基本目標 5.プランの実現に向けて取り組む

### 重点目標 プランの実現に向けて取り組む

男女共同参画社会の実現のためには、市が全庁的に男女共同参画推進の視点で地域づくり・まちづくりの諸施策を総合的かつ効果的に推進しなければなりません。その基礎づくりのため、職員が男女共同参画を正しく理解し、施策に反映できるよう、研修等意識啓発を進めます。

プランの推進については、単に進行管理をするのみでなく、懇話会や地域団体、ボランティア団体、NPO法人などと意見交換をしながら、アンケート等意識調査でその状況を確認することにより、事業の修正も含め、時代と地域のニーズに合ったものとして進めていきます。

男女共同参画社会実現に向けて土岐市に望むこと（市民意識調査：平成15年実施より）





①推進体制を整える

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
庁内推進体制の充実	市長以下部長級組織を中心とした推進本部、課長級職員で組織する推進会議により、行政が一体となった推進体制を確立します。	総合政策課	51101
職員研修の充実	職員一人一人が男女共同参画を理解し、事業を推進できるよう研修を実施します。	総合政策課	51102
研究会の発足	男女共同参画事業の関係課による研究会を立上げ、事業の調整を行います。	総合政策課	51103

②推進状況をチェックし、改善する

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
プランの進行管理	各課の施策・事業の実施状況を取りまとめ、改善の資料とします。その情報を公開します。	総合政策課	51201
男女共同参画懇話会への報告	懇話会にプラン進捗状況を報告、プランの進行管理と事業改善を図ります。	総合政策課	51202

## ③市民・市民団体・関係団体と連携する

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
女性関係団体等のネットワークづくり	各種の女性関係団体等の連携を図り、活動の場を広げることができるように、ネットワークづくりをします。	総合政策課	51301
女性人材情報の把握	女性の社会参画を促進するために、女性団体、女性人材等の情報を把握し、積極的に利用できるように提供します。	総合政策課	51302

## ④意識調査を実施し、情報を収集・提供する

実施事業名	実施内容	担 当	事業コード
市民意識の調査	男女共同参画意識の浸透状況や、事業へのニーズを確認するため、意識調査を実施し、市民に情報提供するとともに各事業に反映させます。	総合政策課	51401
男女共同参画に関する情報の収集と提供	市ホームページの活用、意識調査の実施などにより、市民の意識・ニーズの把握や情報の収集を行います。	総合政策課	51402



## 資 料

---

- I .男女共同参画懇話会委員名簿
- II .男女共同参画懇話会設置要綱
- III .男女共同参画社会基本法

## 土岐市男女共同参画懇話会（平成15年度） 名 簿

役 職	委員名	カ ナ	所属等
会 長	高橋 ますみ	タカハシマスミ	学識経験者
副会長	後藤 東一	ゴトウトウイチ	小中学校校長会長
委 員 (五十音順)	糸井川 政直	イトイガワマサナオ	公共職員安定所 統括職業指導官
	稲葉 世紀子	イナバヨキコ	公募市民委員
	内山 光男	ウチヤマミツオ	公募市民委員
	小栗 奈津子	オグリナツコ	人権擁護委員
	小木曾 満智子	コギソマチコ	民生委員児童委員
	柘植 理恵子	ツゲリエコ	土岐市生活学校
	水野 貴夫	ミズノタカオ	土岐青年会議所
	渡邊 隆	ワタナベタカシ	公募市民委員

### 平成15年度活動内容

回	日 付	内 容
第1回	平成15年 8月22日	委嘱式 スケジュール確認 役員決め
第2回	平成15年 9月24日	土岐市の女性参画状況確認 市民意識調査の分析
第3回	平成15年10月22日	市民意識調査の分析
第4回	平成15年11月20日	岐阜県条例について 男女共同参画プランの素案について
第5回	平成16年 1月28日	男女共同参画プランの素案について

## 土岐市男女共同参画懇話会設置要綱

### (設 置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、市民と一体になってさまざまな施策を積極的に推進するため土岐市男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会の所掌する事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画についての調査及び研究に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進のための基本計画策定に関する助言
- (3) 男女共同参画の推進についての意見、助言に関すること。
- (4) 前3号のほか前条の目的を達成するために市長が必要と認める事項

### (組 織)

第3条 懇話会は委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 学識経験者
- (3) 教育関係者
- (4) 事業者の代表
- (5) その他市長が適当と認める者

### (任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 懇話会は、委員の半分以上の出席がなければ会議を開くことができない。

### (庶 務)

第7条 懇話会に関する庶務は、企画部総合政策課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この告示は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この告示の日以後最初に召集される懇話会は、第6条の規定にかかわらず、市長が召集する。

## 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一.男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。



(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

## (議 員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

## (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

## (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

## (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

2004～2013年度

## 土岐市男女共同参画プラン

発行:平成16年3月

発行者:土岐市

編集:土岐市企画部総合政策課

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101  
TEL 0572-54-1111 E-mail sosei@city.toki.gifu.jp